

2026年度 早稲田大学法科大学院
法学既修者試験 論述試験
民事訴訟法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

本問は、最高裁平成 11・1・21 判決民集 53 卷 1 号 1 頁＝百選 25 事件を題材とした問題である。賃貸借契約継続中の敷金返還請求権の存在確認請求で、確認の利益の有無を問題とする。確認の利益の有無の判断については、民訴法学上の重要論点であり、また本問は百選掲載事案をモデルとしており、既修者試験受験者としては当然学修していることを前提とした問題である。そして、本問事案は賃貸借契約存続中の敷金返還請求権という不確定な権利の確認の訴えであることから、「条件付権利」(判例・学説は、敷金返還請求権を停止条件付権利と解している。改正民法 622 条の 2 参照)の確認の利益問題に関する判例・学説の議論状況を踏まえて検討することを要求した。

【採点雑感】

問題では、確認の利益の判断基準を的確に指摘でき、かつそれを事案にあてはめできるかが評価ポイントとなる。とくに、判例は(1)確認対象の適格性(権利保護の資格)と(2)即時確定の利益(権利保護の必要)の二つの基準を「段階的に」適用して判断するのが主流であり、上記平成 11 年判決も同様である。この基準を的確に記述できているかが重要な評価ポイントである。多くの答案は、判断基準の内容について言及せず、キーワード的に判断基準を挙げるだけであった。また、判例の立場を的確に記述できている答案がほとんどなかった。あまり問題とならない方法選択の的確性についても判断基準に挙げる答案が多く、しかも本問において、敷金につき将来給付の訴えが提起できるかという問題を長々と展開している答案が見られ、また、将来給付の訴えの利益自体の問題とする答案もあり、論点ズレの答案となっていた。本問は基本的問題であり、授業でも取り上げられていると思われる。問題ある答案は基本書や百選の読み込みが十分でないことに起因していると思われる。このことを強く意識して、民事訴訟法を学修してもらいたい。

以上